

一般社団法人 日本神経回路学会 顧問規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）の定款第 36 条の規定に基づき、顧問の選出・任期・再任・解任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問に推薦できる要件)

第 2 条 顧問は本会正会員、シニア会員、名誉会員、あるいはその他の個人で、以下のいずれかに該当するもので、本会あるいは本会の対象とする領域の発展に貢献があり、本規程の定める手続きを経て理事会により推薦されたものとする。

- (1) 本会理事および監事の経歴を有する正会員または本会に顕著な功績のあった会員
- (2) 本会に関連のある学界、産業界等の役員

(手続き)

第 3 条 顧問への就任は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) 顧問候補者は会長の推薦により理事会に提案される。
- (2) 理事会は顧問候補者が本規程第 2 条に定める顧問の資格を充足しており、とくにさまたげる事由のない場合、同候補者を顧問として推薦することを、議決を経て決定する。
- (3) 顧問の推薦が理事会で議決されたときは、会長はその旨を本人に通知し、その承諾を得、本機関誌にその氏名等を発表する。

(任期)

第 4 条 顧問の任期は原則として 1 年とし、その改選時期を理事選挙後とする。その再任をさまたげない。

(顧問の会員適用事項)

第 5 条 正会員顧問は正会員の全ての権利を有する。シニア会員顧問はシニア会員のすべての権利を有する。名誉会員顧問は名誉会員のすべての権利を有する。

(職務)

第 6 条 会長は必要と認める会合に顧問の出席を求め諮問を行なうことができる。

(報酬等)

第 7 条 顧問は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会で定める。

(退任)

第8条 顧問が次の各号のいずれかに該当するときは、退任する。

- (1) 顧問が本会会員の資格を喪失したとき
- (2) 本人の申し出があったとき
- (3) その他、理事会の決議による場合

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の顧問規程は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。